

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更(三件) (市町村振興課)
 - 景観形成地域の指定予定(全県公園化・景観形成推進室)
 - 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
 - 生活保護法による医療機関の変更(〃)
 - 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
 - 土地改良事業の認可(農村整備課)
 - 土地改良法による換地処分(三件) (〃)
 - 土地収用法による事業の認定(管理課)
 - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
 - 都市計画事業の認可(〃)
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)
 - フレキシブルディスクによる手続きができる区域の指定(建築課)
- ◇ 公安告示
 - 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告
 - 二級建築士試験等の実施(建築課)
- ◇ 雑 報
 - 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による筈見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成五年十一月一日現在の地番による。)
大字筈見字曉天	大字筈見字曉天のうち五二五、五二六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字筈見字行天	大字筈見字曉天五二五、五二六と一体をなす国有地の一部 大字筈見字行天の全域 大字筈見字久蔵谷口五四二、五四三、五四七の二、五四八の二及びこれらと一体をなす国有地
大字筈見字中道 東山下	大字筈見字中道東山下のうち六七四の二以外の区域

<p>大字笠見字中道</p>	<p>大字笠見字中道東山下六七四の二 大字笠見字中道口のうち七〇三の一部、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字笠見字平次ヶ坂七〇六の二の一部、七〇七の一部、七〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字笠見字平次ヶ坂</p>	<p>大字笠見字中道口七〇三の一部、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字笠見字平次ヶ坂のうち七〇六の二の一部、七〇七の一部、七〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字笠見字久蔵谷口</p>	<p>大字笠見字久蔵谷口のうち五四二、五四三、五四七の二、五四八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による本町五丁目地区北平工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成五年十月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字江尾字上北平</p>	<p>大字江尾字上北平のうち一一〇の四、一一〇の八、一一三の二の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字北平</p>	<p>大字江尾字北平のうち一一四の三、一二〇の五と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小江尾字河原屋敷</p>	<p>大字小江尾字河原屋敷のうち六七七の二と一体をなす国有地以外の区域 大字小江尾字北平七一八の二の一部、七一八の三、七一八の四の一部、七一九の二の一部、七一九の四の一部、七一九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字上北平一一三の二の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小江尾字天王下</p>	<p>大字小江尾字天王下の全域 大字小江尾字北平七一五、七一六、七一七の三の一部、七一九の二の一部、七一九の四の一部、七一九の六の一部、七二二の二の一部、七二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小江尾字北平</p>	<p>大字小江尾字河原屋敷六七七の二と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字北平のうち七一五、七一六、七一七の三の一部、七一八の二の一部、七一八の三、七一八の四の一部、七一九の二の一部、七一九の四の一部、七一九の六、七二二の二の一部、七二二の三の一部及びこれらと一体をなす</p>

大字小江尾字井手口	国有地の一部以外の区域 大字小江尾字井手口七四四の一、七四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字江尾字上北平一一〇の四、一一〇の八、一一三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字北平一一四の三、一二〇の五と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字井手口のうち七四四の一、七四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
-----------	--

鳥取県告示第百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による焼杉地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成五年十月一日現在の地番による。）
焼杉字小佛谷	焼杉字小佛谷のうち五の一、五の二、一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 焼杉字前田二一の一の一部 焼杉字焼杉山東四七二の二二の一部
焼杉字前田	焼杉字小佛谷五の一、五の二、一四と一体をなす国有地の一部 焼杉字前田のうち二一の一の一部以外の区域
焼杉字堂ノ後	焼杉字堂ノ後のうち六九の一部、七〇の一部、七二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
焼杉字御崎谷	焼杉字堂ノ後六九の一部、七〇の一部、七二及びこれらと一体をなす国有地 焼杉字御崎谷の全域
焼杉字カナクソ	焼杉字カナクソのうち一三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二九と一体をなす国有地の一部以外の区域
焼杉字堀畑	焼杉字カナクソ一三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二九と一体をなす国有地の一部 焼杉字堀畑の全域
焼杉字荒畑谷	焼杉字荒畑谷一五九の一の一部 焼杉字焼杉山西四九一の九の一部
焼杉字反り田	焼杉字荒畑谷のうち一五九の一の一部以外の区域 焼杉字反り田のうち二六四から二六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

焼杉字桑木田	焼杉字桑木田二九四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
焼杉字反り田	焼杉字反り田二六四から二六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 焼杉字桑木田のうち二九四の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九四と一体をなす国有地の一部以外の区域 焼杉字焼杉山四八六の七の一部
焼杉字上反り田	焼杉字上反り田のうち三二七の一の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
焼杉字拾俵田	焼杉字桑木田二九七の一の一部 焼杉字拾俵田のうち三三〇の一部以外の区域 焼杉字焼杉山四八六の一の一部、四八六第二の一部、四八六の六及びこれらと一体をなす国有地並びに四八六の二と一体をなす国有地の一部
焼杉字甚左田	焼杉字上反り田三二七の一の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 焼杉字拾俵田三三〇の一部 焼杉字甚左田の全域
焼杉字種井ヶ谷	焼杉字種井ヶ谷の全域 焼杉字焼杉山四八六の一の一部
焼杉字山神谷	焼杉字山神谷のうち四二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 焼杉字穴ヶ峠四四三の一部
焼杉字高ボウシ	焼杉字高ボウシのうち四二五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四二七、四二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 焼杉字高ボウシ奥四三一から四三八まで及びこれらと一体をなす国有地 焼杉字焼杉山東四七二の二の一部
焼杉字高ボウシ奥	焼杉字高ボウシ奥のうち四三一から四三八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
焼杉字穴ヶ峠	焼杉字山神谷四二二の一と一体をなす国有地の一部 焼杉字高ボウシ四二五の一部及びこれと一体をなす国有地 焼杉字穴ヶ峠のうち四四三の一部以外の区域 焼杉字峠ノ谷四五〇から四五二までと一体をなす国有地の一部
焼杉字焼杉山東	焼杉字焼杉山東四七二の二の一部 焼杉字焼杉山四八六の七の一部
焼杉字峠ノ谷	焼杉字峠ノ谷のうち四五〇から四五二までと一体をなす国有地の一部以外の区域
焼杉字焼杉山東	焼杉字高ボウシ四二七、四二八と一体をなす国有地の一部 焼杉字焼杉山東のうち四七二の二の一部以外の区域
焼杉字焼杉山	焼杉字反り田二六四の一部、二六五の一部 焼杉字桑木田二九四と一体をなす国有地の一部 焼杉字穴ヶ峠四四三の一部
焼杉字焼杉山	焼杉字焼杉山のうち四八六の一の一部、四八六第二の一部、四八六の六、四八六の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

焼杉字焼杉山西

焼杉字焼杉山西のうち四九一の九の一部以外の区域

鳥取県告示第百八十六号

鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第七条第一項の規定に基づき、景観形成地域を指定する予定であるので、同条例第十条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 景観形成地域の名称

大山景観形成地域

二 景観形成地域の区域の案

市 町	区	域
米子市	岡成及び泉の各一部	
岸本町	小林の全部並びに大原、久古、須村、番原、福岡、真野及び丸山の各一部	
淀江町	大字本宮の一部	
大山町	大山の全部並びに赤松、飯戸、豊房及び前の各一部	

名和町

大字加茂の一部

中山町

高橋、羽田井及び松河原の各一部

江府町

大字御机、大字美用、大字吉原及び大字大河原の各一部

溝口町

岩立、上野、大滝、大内、金屋谷、栃原、富江及び福兼の各一部

三

景観形成地域の区域及び景観形成基本計画の案の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県企画部全県公園化・景観形成推進室

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

西伯郡岸本町吉長三七―三 岸本町役場

西伯郡淀江町大字西原一一二九―一 淀江町役場

西伯郡大山町国信五五〇―一 大山町役場

西伯郡名和町大字御来屋三二八 名和町役場

西伯郡中山町赤坂六六 中山町役場

日野郡江府町大字江尾四七五 江府町役場

日野郡溝口町溝口六四七 溝口町役場

四

景観形成地域の区域及び景観形成基本計画の案の縦覧期間

平成六年三月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省

令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団荒木医院	境港市明治町一八九一	平成六年一月二十四日
ミオ・フアテイリ ティ・クリニック みお産婦人科	米子市車尾三一一二	"
米川医院	米子市両三柳八八〇一	平成六年二月十日
医療法人社団小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三一一	"
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成六年二月二十五日
ダイゲン眼科	鳥取市扇町一三三一一	"
やまなか歯科 リニック	西伯郡会見町天万三二八一	平成六年一月二十四日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五一一	平成六年二月三日
医療法人社団知真会ナガタ歯科	米子市米原四丁目三二三	平成六年二月十日
歯科ノサカクリ ニツク	米子市西福原一二二七一一	"
山田薬局	倉吉市新陽町一〇一一	平成六年二月一日

鳥取県告示第百八十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目八一	平成六年一月一日

鳥取県告示第百八十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
ミオ・ファテイル テイ・クリニック みお産婦人科	米子市車尾三一一二	平成五年十二月三十一日
米川医院	米子市西三柳八〇一一	"
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四 三一	"
荒木医院	境港市明治町一八九一一	平成六年一月一日
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成六年一月三十一日
ダイゲン眼科医 院	鳥取市扇町一三三一	"
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	平成五年十二月三十一日
ナガタ歯科	米子市米原三四七	"
歯科ノサカクリ ニツク	米子市西福原二二七一一	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三 五一	平成六年一月三十一日

鳥取県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業坂原地区区画整理）を平成六年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る笠見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目地区北平工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る焼杉地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

国府町麻生小型児童館（仮称）建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字麻生字ヒゲ田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町役場

鳥取県告示第九十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二日 鳥取県指令受都計三十一第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杓字鐘鑄谷並びに正蓮寺字肯戸山及び字小丸山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安二丁目一三八―二

有限会社東信商事

代表取締役 前田秀義

鳥取県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・五・十三号祇園団地環状線

三 事業施行期間

平成六年三月八日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市錦海町二丁目及び陰田町
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・一号ニュータウン東住区幹線

三 事業施行期間

昭和六十二年五月二十二日から平成八年三月三十一日まで

（変更前昭和六十二年五月二十二日から昭和六十九年三月三十一日まで）

四 事業地

- 1 収用の部分変更 なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の第三項の規定により、フレキシブルディスクによる手続きができる区域を次のとおり指定し、平成六年四月一日から施行する。

平成六年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定区域は、鳥取県全域（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第四号（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する

場合を含む。)に該当する建築物及び工作物(宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁を除く。)については、鳥取市及び米子市の区域を除く。)とする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年三月八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパーザウルス	株式会社三洋物産
〃	スタジウムGV	〃

〃	殿様	〃
〃	ライオンルーセントDI	株式会社大同
回胴式遊技機	ジャックポットIIA	株式会社尚球社

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成6年3月8日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時

(1) 学科の試験

平成6年7月10日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 建築設計製図の試験

平成6年9月18日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験願書の受付期間及び受付場所

(1) 平成6年4月18日(月)から同月22日(金)までの午前10時から午

後4時までには鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会に持参すること。

(2) 平成6年4月18日(月)から同月19日(火)までの午前10時から午後4時までには米子市統町一丁目160 鳥取県西部総合事務所に持参すること。

4 合格者の発表

平成6年11月30日(水)頃、合格者に通知する。なお、「[学科の試験]の合格者については、平成6年9月2日(金)頃通知する。

5 その他

(1) 詳細については、受付申込書及び受付要領を次の場所で平成6年4月11日(月)から配布するので参照すること。

- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県鳥取土木事務所建築課
- 倉吉市東殿城町2 鳥取県倉吉土木事務所建築課
- 米子市統町一丁目160 鳥取県米子土木事務所建築課
- 鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会

(2) 建築設計製図の試験の課題は、平成6年6月29日(水)頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、試験会場に掲示する。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項に

ついて申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成6年3月22日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年3月8日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第9条第3項届出に係るもの

届出者の名称及び住所	第二種大規模小売店舗 の名称及び所在地	現在の休 業日数	削減後の 休業日数	休業日数の削減を 行う年月日
株式会社サンマート 岩美郡国府町分上二丁目 255	サンマート岩倉店 岩美郡国府町分上二丁目 255	年間6日	年間2日	平成6年7月1日
"	サントピア北園店 鳥取市寛寺25-14	"	"	"
有限会社湯所薬品 鳥取市湯所二丁目324	"	"	"	"
有限会社亀井堂 鳥取市徳尾122	"	"	"	"
有限会社高橋カメラ店 鳥取市興南町111	"	"	"	"
有限会社フラーショー 鳥取市吉成1095	"	"	"	"
米村昇 鳥取市吉方温泉三丁目 208	"	"	"	"
株式会社サンマート 岩美郡国府町分上二丁目 255	サントピア南店 鳥取市正蓮寺110	"	"	"
有限会社湯所薬品 鳥取市湯所二丁目324	"	"	"	"
有限会社高橋カメラ店 鳥取市興南町111	"	"	"	"
有限会社フラーショー 鳥取市吉成1095	"	"	"	"
米村昇 鳥取市吉方温泉三丁目 208	"	"	"	"

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成6年度（平成6年4月から平成7年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成6年3月22日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023, 7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申 込 者

住 所

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

(注) 平成6年4月から鳥取県公報の規格がA4判になります。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 取 県 【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】